の二、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇の一、一〇六〇の二、一〇六一の一、一〇六一の二、一〇六三から一〇六六まで、一〇六八の一から一〇六八の四まで、一〇六九、一〇七一の一、一〇七一の二、一〇七二から一〇七四まで、一〇七五の一、一〇七五の二、一〇七六から一〇八六まで、一〇八八から一〇九五まで、一〇九六の一、一〇九六の二、一〇九七から一〇九九まで、一一〇二から一一〇四まで、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六の一から一一〇六の四まで、一一〇七、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九、一一一〇、一一一一の一、一一一一の二、一一一二、一一一五、一一一六の一、一一一六の二、一一一七の一、一一一七の二、一一一八の一、一一一八の二、一一一九、字上平一二九、一一三二、一一三四、一一三五の一、一一三五の二、一一三六、一一四一から一一四四まで、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七の一から一一四七の四まで、一一四八から一一五〇まで、一一五二の一、一一五二の二、一一五四、一一五五、一二〇六の一、一二〇六の二、一二〇七の一、一二〇七の二、一二〇八、一二〇九の一、一二〇九の二、一二一〇、一二一一、一二一一の子、一二一四から一二一九まで、一二二〇の一、一二二〇の三、一二二一、一二二二の二、一二七七の一、一二七八の一、一二七九の三、一二七九の四、一二七九の七から一二七九の一〇まで、一二七九の一二、一二七九の一六から一二七九の一八まで、字經方一二八〇から一二九一まで、一二九二の二、一二九三から一二九五まで、字落シ一三〇六、一三一〇から一三一六まで、一三一七の一、一三一七の二、一三一八から一三二〇まで、一三二一の三、一三二二から一三三四まで、一三三五の一、一三三五の二、一三三六、一三三八から一三四三まで、一三四四の一、一三四四の二、一三四五から一三四七まで、一三四八の一、一三四八の二、一三四九から一三五二まで、一三五四から一三六三まで、一三六六の一から一三六五の三まで、一三六六、一三六八から一三七〇まで、一三七一の一、一三七一の二、一三七二から一三八二まで、一三八三の一、一三八三の二、一三八四から一三八七まで、一三八八の一、一三八八の二、一三八九から一四〇二まで、一四〇三の一、一四〇四から一四〇八まで、一四一〇から一四一六まで、一四二〇、一四二二、一四二五、一四二七、一四二九、一四三一、一四三四から一四三六まで、一四三八の一、一四三八の二、一四三九の一から一四三九の三まで、一四四〇から一四四五まで、一四四八、一四四九の一、一四四九の二、一四五〇、一四五一、一四五二の一から一四五二の五まで、一四五三の一から一四五三の三まで、一四五三の六から一四五三の二〇まで、一四五四の一から一四五四の四まで、一四五四の六、一四五四の一一、一四五五、一四六〇、一四六四の四から一四六四の六まで、一四六四の八から一四六四の一八まで、一四六四の二〇、一四六四の二一、一四六四の二三、一四六四の二四、一四六四の三〇から一四六四の三九まで、字水頭一四五八、一四五九、一四六一、一四六三の一、一四六三の二、一四六三の四、一四六三の五、一四六三の七から一四六三の九まで、一四六三の一一、一四六三の一二、一四六六、一四六九から一四七二まで、一四七四、一四七五、一四八一から一四八三まで、一四八四の一、一四八四の二、一四八五から一四八七まで、一四八八の一、一四八八の二、一四八九の一から一四八九の三まで、一四九〇の一、一四九〇の二、一四九一、一四九二の二、一四九三、一四九五から一四九七まで、一四九九、一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇四の一、一五〇四の二、一五〇五の一から一五〇五の八まで、一五〇五の一六、字角カ平一五〇六、一五〇七、一五〇九、一五一〇の一、一五一一の一、一五一二の一、一五一四の一、一五一五から一五一七まで、一五一八の一、一五一九、一五二〇、一五二一の一、一五二一の二、一五二二から一五二六まで、一五二七の一、一五二八、一五三〇から一五三五まで、一五三六の一、一五三六の二、一五三七、一五三八の一、一五三八の二、一五三九の一、一五三九の二、字岩熊一五四三、一五四四、一五五四、一五八〇から一五八二まで、一五八三の一、一五八四の一、一五八五の一、一五八七の一、一五八八から一五九〇まで、一六二七から一六三〇まで、一六三一の一、一六三一の二、一六三二、一六三三、一六三五から一六三九まで、一六四九、一六五七、一六五八、一六六〇、一六六六の一、一六七二の一、一六七七、一六八二の二、一六八四、一六八五の二、一六八六の二、一六八六の一、一六八七、一六八八、一七一三の一、一七一三の二、一七一四の一、一七一四の二、一七一五、一七一六の一、一七一九から一七二三まで、一七二四の一、一七二六、一七二七、一七三一の一、一七三一の二、一七三五、一七三六、一七四六、一七四七、一七五二から一七五四まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字上路字湯ノ谷四九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢字竜ケ峯五四九九の三六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市室島乙三四一四の一、乙三四一四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）